

千葉県飲食店感染防止基本対策確認店に対する確認を証する ステッカー交付に係る実施要領

第1章 総 則

(目的)

第1条 千葉県飲食店感染防止対策認証事業実施要綱第18条の規定により、申請による認証事業を補完するものとして千葉県飲食店感染防止基本対策確認店（以下「基本対策確認店」という。）に対する確認を証するステッカー（以下「確認済証」という。）交付に係る実施要領を定めるものとする。

(対象)

第2条 確認の対象となるものは、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者をいう。以下「対象事業者」という。）が営む県内の事業用施設で専ら集客を目的とするもの（次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。）とする。

(1) テイクアウト及びデリバリー型の店舗など、その場で飲食することを主たる目的とした設備を有しないもの（遊興施設のうち食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗は除く）

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく協力の要請に従わないもの

(3) 特措法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合にそれに従わないもの

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるものについては、確認の対象とならないものとする。

(確認項目)

第3条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染症拡大防止対策に係る項目（以下「確認項目」という。）を定めるものとする。

2 知事は、必要と認めるときは、確認項目の改定を行うものとする。

第2章 確認等

(確認等)

第4条 確認を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、確認項目に適合するよう対策を実施するものとする。

2 知事は、対象施設を訪問し、対象事業者が基本対策確認店への参加に同意したときは、チェックリスト（第1号様式）により、点検を実施するものとする。

3 知事は、前項の点検が確認項目に適合していると認めたときは、当該対象施設についてその旨を確認するものとする。

4 知事は、前項の規定により確認したときは、当該確認に係る対象事業者（以下「確認事業者」という。）に対し、確認済証を交付するものとする。ただし、既に前項の規定による確認を受けた当該対象施設については、この限りでない。

5 知事は、第2項の点検が確認項目に適合していないと認めたときは、対象事業者の申出により、後日再度訪問し点検を実施するものとする。この場合において、確認項目に適合していると認めたときは、前2項の例による。

6 令和4年4月1日以降に第2項の規定により同意した対象事業者が、第11条第1項又は第2項の規定により確認を取り消された場合、当該対象事業者は、当該対象施設につき取消の日から3か月間、確認を受けることができない。

7 令和4年4月1日以降に第2項の規定により同意した対象事業者が、第13条第1項の規定により確認を取り消された場合、当該対象事業者は、当該対象施設につき取消の日から6か月間、確認を受けることができない。

8 前2項に係る期間を満了した対象施設につき、確認を受けるときは、対象事業者は、誓約書（第2号様式）を提出しなければならない。

(確認済証の掲示等)

第5条 確認事業者は、基本対策確認店の店頭において確認済証を掲示しなければならない。

2 確認事業者は、その責めに帰することができない事由により確認済証を汚損し、又は亡失したときは、確認済証の再交付を求めることができる。

(有効期間)

第6条 確認の有効期間は、確認を受けた日から1年間とする。

(変更の報告)

第7条 確認事業者は、基本対策確認店の名称その他確認に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、知事に報告するものとする。

(調査等)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、確認事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員等をして、基本対策確認店に係る感染症拡大防止対策の実施状況を調査させ、若しくは確認事業者及びその従業員に対し質問させることができるものとする。

(確認事業者の責務)

第9条 確認事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 感染症拡大防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること
- (2) 確認済証の適正な管理を行うこと
- (3) 知事等が行う基本対策確認店に係る調査等に協力すること

(基本対策確認店の辞退)

第10条 確認事業者は、その基本対策確認店が確認項目に適合しなくなると見込まれるとき又は継続する意思がなくなったときは、あらかじめ基本対策確認店について辞退を申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、確認済証の掲示をやめ、及びこれを廃棄しなければならない。
- 3 確認事業者が、千葉県飲食店感染防止対策認証事業実施要綱第5条第2項の認証を受けたときは、認証を受けた日に基本対策確認店を辞退したものとする。
- 4 確認事業者が、第4条第2項の同意をしないときは、同日をもって基本対策確認店を辞退したものとする。

(確認の取消し)

第11条 知事は、基本対策確認店が確認項目に適合しなくなったと認めたときは、当該確認事業者に対して改善を要請し、又は当該確認を取り消すことができるものとする。

- 2 知事は前項の規定にかかわらず、第2条第1項に該当しないもの又は同条第2項に該当するものと認めたときは、確認を取り消すことができるものとする。
- 3 知事は、第1項及び第2項の規定により確認を取り消したときは、当該事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により確認を取り消された事業者は、遅滞なく、確認済証の掲示をやめ、これを廃棄しなければならないものとする。

第3章 感染症発生時の措置

(確認の効力の一時停止)

第12条 基本対策確認店の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき(以下「患者発生時」という。)は、確認事業者は、遅滞なく、知事に報告するものとする。この場合において、知事は、当該施設における確認の効力を一時停止する必要があると認めたときは、その旨を当該確認事業者に通知するものとする。

(不遵守の場合の取消し)

第13条 患者発生時において、その原因が確認項目の実施を怠ったこと又は確認事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその確認を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

2 第11条第4項の規定は、前項の取消しについて準用する。

(確認の効力の回復)

第14条 第12条の規定により確認の効力の一時停止をした場合において、その原因が前条第1項に掲げるものでないことが明らかとなったときは、当該確認事業者は、その基本対策確認店を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断(保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。)できた時から、確認済証の掲示を再開することができるものとする。

2 前項の規定により確認済証の掲示を再開しようとする確認事業者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出るものとする。

第4章 雑 則

(免責)

第15条 県は、対象事業者が確認を受けられなかったこと、確認事業者が確認を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は基本対策確認店において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

附 則

- 1 第2条の飲食業に属する事業者には、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）に基づく改正前の食品衛生法第52条第1項の規定による許可を受けた者を含むものとする。
- 2 この要領は、令和3年9月28日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年10月25日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年11月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年1月21日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年3月7日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年3月22日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年7月29日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年10月3日から施行する。


附 則

- 1 この要領は、令和4年12月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年3月13日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

飲食店の基本的感染防止対策チェックリスト					
事務局側店舗番号記載欄					
調査日		作成者			
店舗名		店舗所在			
営業許可証の店舗名	<input type="checkbox"/> 上記「店舗名」と異なる（以下に記載）	営業許可証の店舗所在	<input type="checkbox"/> 上記「店舗所在」と異なる（以下に記載）		
	<input type="checkbox"/> 上記「店舗名」と同一		<input type="checkbox"/> 上記「店舗所在」と同一		
連絡先（電話）		連絡先（メール）			
種別	<input type="checkbox"/> A.基本対策確認店（確認店番号：—） <input type="checkbox"/> B.基本対策確認店以外（休業中店舗を含む）		営業許可番号	第—号	
業態			酒類提供	<input type="checkbox"/> 酒類提供あり <input type="checkbox"/> 酒類提供なし	
確認店制度への参加（以下の2項目に○がない場合、基本対策確認店となることはできません）			自主確認	県確認	
同意	感染症対策を徹底し、基本対策確認店について同意します				
	行政からの時短営業等の協力要請が出された際には、その内容を遵守します				
※基本対策確認店制度や、最新の行政からの要請内容については、千葉県HP等でご確認ください。					
基本的な感染防止対策（確認項目）	(1) パーティション等の設置（又は座席の間隔の確保） <input type="checkbox"/> 全ての座席について、パーティション等（アクリル板、ビニールカーテン等）を設置している（※1、※2） <input type="checkbox"/> 全ての座席について、座席間隔を確保している（最低1m）（※2） ※1 同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。パーティション等の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安とする。 ※2 少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。				
	(2) 手指消毒の徹底 ・ 店内入り口に消毒設備を設置している ・ 入店時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施している				
	(3) 換気の徹底 <①建築物衛生法対象施設（換気設備あり） ②建築物衛生法対象外施設> ・ ①に該当する施設の場合、建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている ・ ②に該当する施設の場合、換気設備により必要換気量（1人当たり30m ³ /時）を確保している、または、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどにより、十分な換気を行っている 例）換気能力300m ³ /時の換気扇、飲食店最大人数10名⇒確保できる1人当たりの必要換気量30m ³ /時 営業時間中の店内CO ₂ 濃度が1000ppm以下である〔測定結果：_____ppm〕				
	(4) 業種別ガイドラインの内容を遵守している				
その他	●二酸化炭素濃度測定器の設置	有・無			
	●営業時間	(3/22~)	時 分 ~ 時 分		
結果	基本的な対策がとられていることを確認しました。引き続き感染症対策をお願いします。				
	改善いただく項目が_____点あります。改善をお願いします。 ※後日、改善確認のため、再調査させていただくことがあります。 ※改善が確認できない場合、基本対策確認店を取消す場合があります。				
備考					
	見回りについてのお問合せ先 【電話番号】 047-703-7127（市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市） 043-239-6236（上記以外の市町村）				
	千葉県 商工労働部				

様式第2号（第4条関係）

誓約書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

店舗名

担当者氏名

千葉県飲食店感染防止基本対策確認店に対する確認を証するステッカーを受けるに当たり、次のとおり誓約します。

記

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく協力の要請に従います。
- 2 特措法に基づく要請でないものであつても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があつた場合にそれに従います。

以上